

甦る歴史資料群

「修復された絵図・古文書展」

解説目録

期間 令和5年11月2日(木)～4日(土)

10時～17時

会場 熊本大学附属図書館中央館

1階 古文書閲覧室

当代一流の職人たちの手により甦った資料の数々を公開



共催 熊本大学附属図書館・熊本大学永青文庫研究センター

協力 公益財団法人永青文庫

後援 熊本県教育委員会・熊本市教育委員会・熊本日日新聞社

NHK 熊本放送局・RKK・TKU・KKT・KAB

m
熊本大学
キャンパスミュージアム

フェスタ
国立大学2023



貴重資料展は熊本大学キャンバスミュージアムの一環で実施しています

甦る歴史資料群－修復された絵図・古文書展－解説

本展の趣旨

熊本大学には、大名細川家関係史料群がじつに一〇万点以上も保管されています。そのうち、第一世家老松井家の史料群は三万六〇〇〇点にもおよび、細川藤孝・忠興に仕えた松井康之以来の歴代が家老としての職務を遂行する過程で作成・蓄積された、質量ともにきわめて貴重な文書・記録群です。しかし、多くの文書・記録が虫損や水損を受けていて状態が悪いこともあり、調査がなかなか前進しない状況が続いてきました。

近年、永青文庫研究センターが附属図書館と共に一点ごとの基礎調査を開始し、その過程で未知の文書が発見されて研究も進捗しています。また、二〇一八年度以来、大学公費や公益財団法人三菱財団の文化財保存修復事業助成により、重要史料の修復にも取り組んできました。本展は、こうして修復された史料の全貌とともに、古文書一点一点を対象とした根気のいる基礎調査の成果を公開するものです。

調査を進めるうち、熊本大学所蔵松井家文書には一七世紀初期から中期、すなわち松井康之・興長・寄之三代の時期の史料が比較的多く含まれることがわかつてきました。これらは松井家が家老としての職務を遂行するに際して作成・蓄積された文書であり、内容的には、藩政はもとより、幕藩関係、わけてもキリストン禁制や公儀普請、島原・天草一揆への対応、走百姓の人返しなどについて、重要な文書や絵図が確認されています。

本展は、それらを四つのトピックに分けて展示します。どうぞ最後までお楽しみください。

令和五年（二〇二三）十月

熊本大学永青文庫研究センター

稲葉継陽

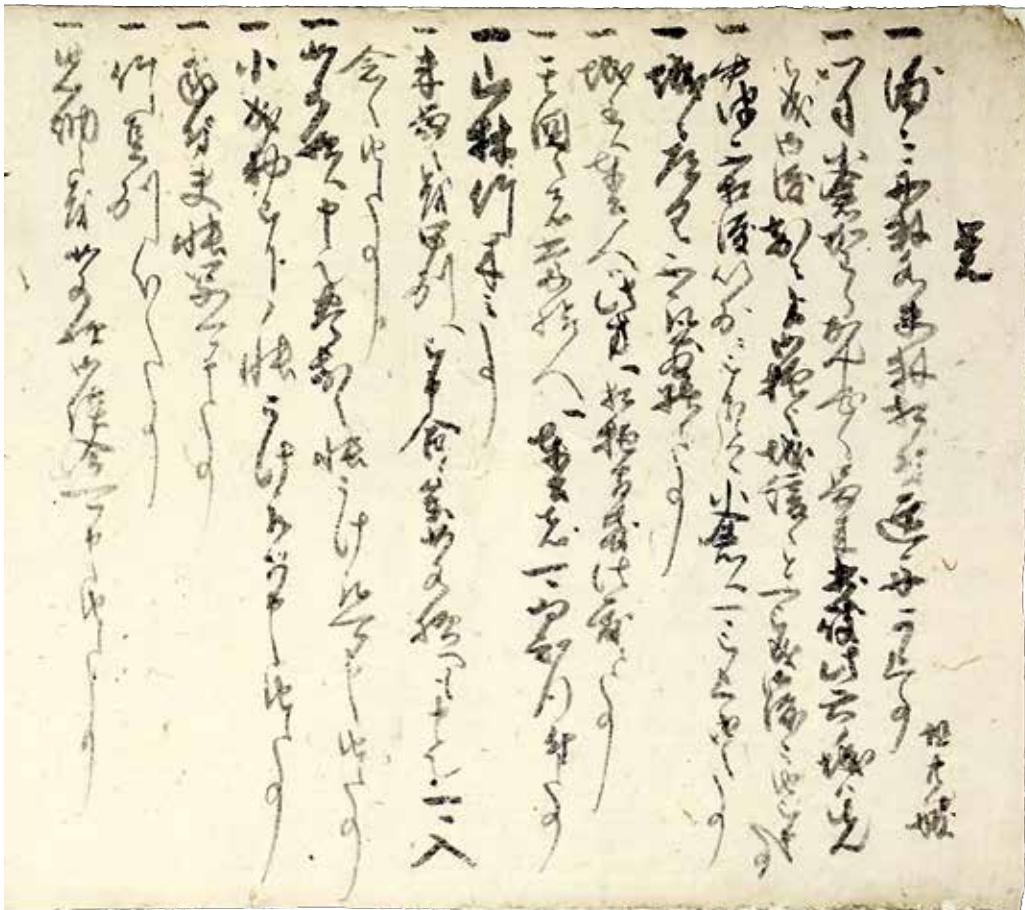
後藤典子

凡　例

1. 本解説目録には、第38回 熊本大学附属資料展「甦る歴史資料群－修復された絵図・古文書展－」に出展されたすべての貴重資料の図版と解説を収録している。
2. 出典資料は、すべて熊本大学所蔵松井家文書である。本解説目録では松井家文書と記載する。
3. 各資料の解説は、熊本大学永青文庫研究センター長の稲葉継陽、同センター特別研究員の後藤典子が執筆し、各解説文の末尾に注記して分担を示した。
4. 掲載している写真は、熊本大学附属図書館の許可なく転載・複写することを認めない。

I 幕藩関係とキリストン禁制

江戸時代の大名家にとっての最大の課題は、幕府との円滑な関係の保持と十全な領国支配の構築とを両立させることであった。このうち初期の幕藩関係でとりわけ重要なのが、国替えと軍事動員、将軍家との婚姻、そしてキリストン禁制への対応等であった。



1 [慶長5年(1600)] 松井康之カ 覚 (松井家文書1175)

1 九州国替えに際しての貴重なメモ

【慶長五年（一六〇〇）】松井康之カ 覚

関ヶ原合戦後の慶長五年一月

二日、丹後宮津から豊前一国および
豊後速水・国東両郡への国替えを伝
えられた細川忠興は、杵築城にいた
第一家老の松井康之らに豊前旧主
の黒田家から城を受け取るよう命
じた（『綿考輯録』巻一七）。本文書は
そのとき康之によつて作成された
覚書とみられる。

第二、四条では門司、小倉、香
春（福岡県田川郡香春町）、岩石（同
添田町）、富来（大分県国東市）、安
岐（同安岐町）の六城はすでに黒田
家から細川家に渡す準備ができる
ことなど、初期の国替えにおける
城明渡しの様子が窺えて貴重であ
る。

最終条には、慶長五年分の年貢

「先納」分の扱いは黒田如水と忠興との「御談合」で調整するべきだと記されている。しかし結局これは不調に終わり、両家は対立を深めていくことになる。

すなわち、忠興は黒田家が豊前で徴収して筑前に搬出した年貢米（先納）分の返還を黒田家に強く求めるも、黒田家がこれに応じないと
事態に発展したのである。松井家の記録によれば、忠興は黒田長政を上方で待ち受け、先納分の返弁を求めたが、長政はこれを拒否。忠興は、筑前から海路で上方に送られる米を門司で実力で差し押さえるよう指示したという。

結果的に最悪の事態はまぬがれた
が、この事件を契機として、細川・
黒田両家は不仲が続くことになる。

（稻葉）

一門重臣たちから花嫁に御祝儀を

〔慶長二四年(1609)〕正月一七日
松井康之・加賀山興良廻状(御姫様へ御礼申上次第)



2 [慶長14年(1609)]正月17日 松井康之・加賀山興良廻状(御姫様へ御礼申上次第) (松井家文書357)

慶長一四年四月、細川忠興の子息で後に細川家初代熊本藩主となる忠利は、徳川秀忠娘(実は小笠原秀政娘・忠真妹)の千代と婚礼をあげる。本文書は正月の時点で、時の細川家老松井康之と加々山興良が忠興の意をうけて、一族重臣衆とその女房衆から千代姫へ進上する祝儀の品を個別に書き上げ、重臣らに回覧させ、確認の花押(サイン)を取つたもの。

たとえば忠興の弟である中務殿(長岡孝之)の場合、本人と御内儀(妻)がそれぞれ縫箔・練貫の小袖各一を進上すると定める。

祝儀の品をめぐるトラブルを事前に避けるため、将軍の娘との婚礼についての先例や細川重臣どうしの格式などを踏まえて、忠興と家老衆のもとで調整がなされ、その案に、各自の確認が求められたのである。慶長期の細川重臣の花押を通覧するのも楽しい文書である。

(稻葉)

雑兵たちの乱暴行為を具体的に

慶長二〇年(1615)卯月二九日
松井興長以下一二名連署 道中相定申撻之事



3 慶長20年(1615)卯月29日 松井興長以下12名連署 道中相定申撻之事 (松井家文書1141)

大坂夏の陣に際して、中津から忠利に付いて上方に出立しようとしている松井興長ら重臣一二名が定めた道中撻。道中の住民らをからかつて、なぶり、苦しめる(「物からかい」)のは堅く禁止する(第一条)。道中で住民女性に戯れ事するのを一切禁止(第二条)。略奪(「乱妨狼藉」)は禁止する(第三条)。糠・藁・薪・野菜(「雜事」)は道中の集落でもらつてよいが、その他の物は取つてはならぬ(第四条)。道草(「わきより」)をしてはならぬ(第五条)。以上のように定めている。末尾には、この撻を下々にまで徹底し、誓約書をかかせて組頭のところまで提出させると記す。

(17) 参照)を規律化するための撻だが、逆に考えると、当時の雑兵たちがやらかす可能性が高い行為が列挙されているわけだ。じつに生々しい内容である。

(稻葉)

忠興、キリシタン家老加賀山隼人の成敗と 小笠原玄也一家の助命を決断

〔元和五年（一六一九）〕九月九日

富嶠猪兵衛等三名書状 松井興長宛



4 [元和5年(1619)]9月9日 富嶠猪兵衛等3名書状 松井興長宛 (松井家文書6370)
(公益財団法人三菱財団文化財保存修復事業助成により修復)

これまで二人の処分・殉教については宣教師のローマへの報告書の記述が知られていただけで、情報の不確実性を排除できなかつたが、本文書は幽閉された小笠原与三郎の管理担当者三名から家老の松井興長に送られた書状の原本である。二〇二〇年における本文書の発見によつて、確定的な事実を知ることができるようにになつた。忠興、隼人、与三郎の息づかいが聞こえてくるかのようないふる。ある。

(稲葉)

細川家のキリシタン家老にして殉教者として名高い加賀山隼人興良と、かつて忠興正室（ガラシャ）を介錯した小笠原少斎の子息与三郎（辛元和五年の決定的な一次史料である。

リシタン小笠原玄也）について、主君の細川忠興が隼人の処刑と与三郎の幽閉・助命を指示したことと示す元和五年の決定的な一次史料である。



5 [元和5年(1619)]9月14日 松井興長文案 坂崎清左衛門宛 (松井家文書(冊子)962)

加賀山隼人はキリシタンでありながら、国仕置家老として九州国替え直後の細川家を支えた重臣であつた。2にもその名と花押が見られる。本史料は隼人の同僚であつた松井興長が、隼人を成敗せざるを得なくなつた忠興の本心を記した書状草案。興

長の書状草案多数を綴つた冊子「文案」に収録されている。宛所の坂崎清左衛門は折節上方にいた細川家の重臣で、その後、江戸へと下る予定であつた。

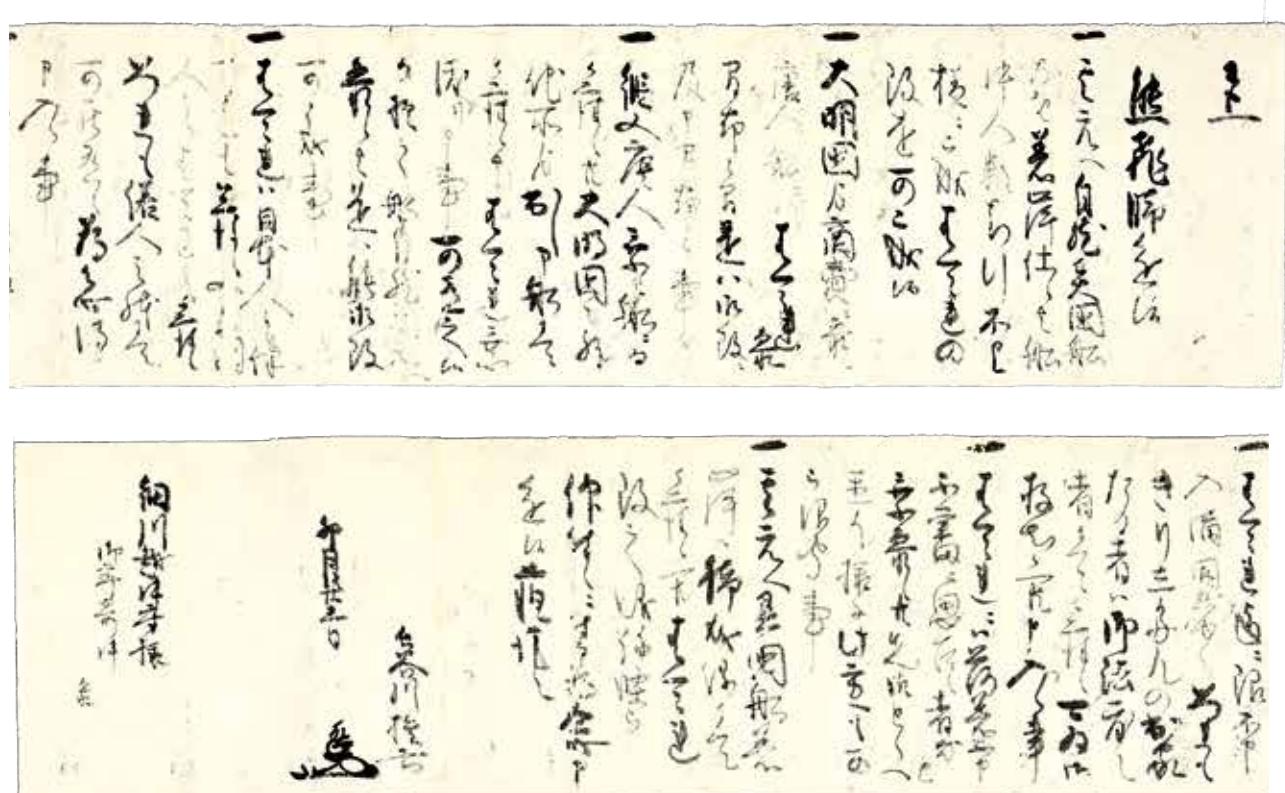
興長は隼人が棄教せず小倉で

成敗された事実を伝え、①「忠興様も隼人を不憫に思われるとのご意向であつた」と記した後に、推敲段階でこれを削除して、②「言葉で言い表すこともできない」と記し、文言を確定した経緯が示されている。①は興長が直接聞いた忠興の本音であり、忠興はそれを親しい坂崎に伝えたかったのだが、上方や江戸で外に漏れることを恐れ、最終的に書き換えたのだろう。

忠興は隼人の実力と忠誠心を非常に高く評価し、彼を失いたくないと強く思いながらも、幕府による禁教政策の推進に抗することはできないという矛盾した立場に置かれ、決断せざるをえなかつたのである。(稲葉)

行間ににじむ忠興・興長の無念 〔元和五年（一六一九）〕九月一四日

松井興長文案 坂崎清左衛門宛



6 [寛永2年(1625)]卯月23日 長谷川権六書状 細川忠利・御年寄中宛 (松井家文書1237)

6 バテレンは日本に入れるな！

〔寛永二年（一六二五）〕卯月二三日

当時まだ小倉藩主であつた細川忠利に、長崎奉行長谷川権六から出されたバテレン（宣教師）追放のための七か条の達書である。

長谷川は幕府のキリストン禁教令が全国的に展開されるようになつた

く改めること、また、バテレンは俗人になりすましている可能性があることを心得て、不審な者がいたらまず捕えて長崎にも報告することなど、七か条で申し入れている。(後藤)

慶長十九年（一六一四）伯父の跡を
継いで長崎奉行となつた。寛永二年
当時は、細川家も小倉商人による交
趾（現ベトナム）との朱印船貿易を展
開しており、唐船が小倉に着岸して
商売を行つていた。

一方、キリシタン改めは、長崎奉行を中心としてバテレンらを対象とした取り締まりが厳しくなつてお

ピタン（船長）に乗船者名簿の提出を要求し、来航者を厳しくチェックするようになった。

長谷川は、小倉藩主細川忠利ならびに家老中に對して、異国船が着岸したなら乗員数をチェックし、唐人の船であつてもバテレン密航を厳し

II 公儀普請と家臣たち

幕府から課された御手伝普請役にいかにして応えるかは、初期の幕藩関係と領国支配の両方にとっての最大の問題であった。松井家にはこれに関する多くの史料が蓄積され、いまに伝えられている。



7
慶長13年(1608)正月8日
細川忠興駿河御普請中捷書
細川家普請奉行衆宛
(松井家文書9-129)

全体に一貫するのは、他大名の普請衆との「喧嘩」につながる可能性のある行為の徹底禁止で、宴會や相撲、それに他家の風呂に入ることさえ厳禁している。

駿府城普請捷の原本としては毛利輝元制定のもの（毛利家文書）が知られ、本文書の発見はそれに次ぐも

公儀普請は「天下泰平」維持のための戦略！

慶長十三年(一六〇八)正月八日

細川忠興駿河御普請奉行衆宛

関ヶ原合戦からわずか七年あまりのち、幕府は細川家を含む西国諸大名を駿府城の普請に動員した。そのとき、忠興が細川家の現場責任者四

名に対して、駿府の普請場で守るべき規律を書き上げ、交付したのが本文書だ。檀紙を二枚張り合わせた様式が細川家当主の捷書にふさわしい。堂々とした体裁が、修復によつて甦つた。

若庵行抄

町天守

一丈拾五方九千八百石 案及既往等

住役一千武百石 案及既往等

一丈拾五方九千八百石 案及既往等

やつぱり名古屋城天守台は

清正公さんひとりでやつていた！

【慶長一五年（一六一〇）】卯月一八日

細川家普請奉行衆名古屋御城御普請衆御役高ノ覚

細川家老衆宛

8

8 [慶長15年(1610)]卯月18日 細川家普請奉行衆名古屋御城御普請衆御役高ノ覚 細川家老衆宛 (松井家文書5570)

近年、熊本大学による松井家文書調査の中で発見された名古屋城公儀普請における諸大名の担当役高の記録である。本史料の発見は、名古屋城築城の研究に大きな進展をもたらした。

慶長一四年（一六〇九）、徳川康は清洲城に入り、名古屋の地を調査させて城郭経営を指図する。当時小倉藩主であつた細川家では翌一五年正月一九日に普請衆の第一団が小倉を出発し、三か月間、美濃（岐阜県）の津屋や瀬戸の山口での石切・石出し

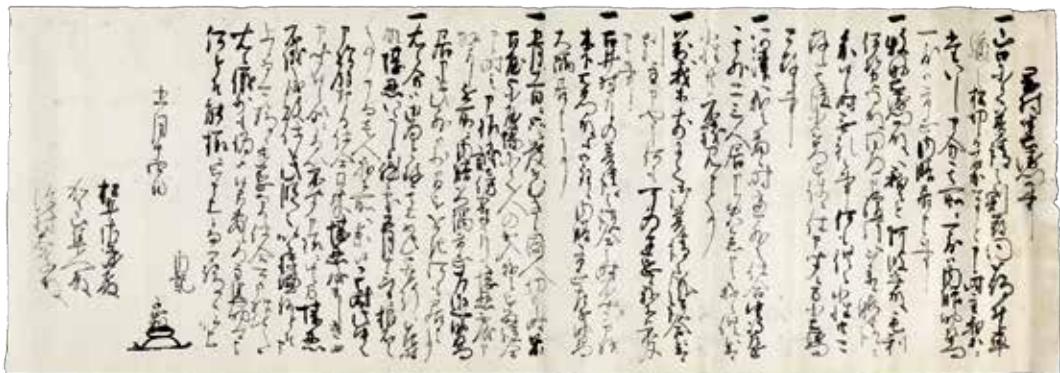
し、名古屋堀の開削の土木工事に従事する。それを終えた時点での、幕府から割り当てられた名古屋城天守・本丸・二の丸の石垣普請の坪数と役高を、担当の大名の名前とともに記したのが本文書だ。

（後藤）
のである。本史料の発見で、名古屋城天守台の石垣は加藤清正一人が担当したと伝えられていたことが紛れもない史実だと確認され、大きな話題となつた。

幕府の普請奉行から発表された内容を細川家の普請奉行が四月一八日の日付で小倉の家老衆に速報したも

忠利、忠興の寵臣を成敗！

【慶長二五年（1610）】五月一四日
細川忠利覚書（岡村半右衛門尉事）細川家老衆宛



9 [慶長15年(1610)]5月14日 細川忠利覚書(岡村半右衛門尉事) 細川家老衆宛 (松井家文書435)

名古屋城公儀普請で父細川忠興の名代となつて現場で采配を振るつた細川内記（忠利）が、小倉の家老衆に宛てて出したもの。表題の岡村半右衛門尉は、8の差出人の細川家普請奉行三人のうちの一人である。忠興から特命を受けた信任厚い岡村を、忠利は、五月一三日に名古屋の小屋場で成敗してしまう。岡村の数々の非礼に対し、弱冠二四歳の若殿は怒りのあまり堪忍できなかつたのである。さすがに動搖した忠利は、直後に国元の家老衆に宛てて、事件の具体的な状況・証人を明記した七か条の証明書を書き送つて、父への取り成しを頼んだ。

この史料には、今まで詳しくは判らなかつた名古屋城普請の多くの情報が含まれている。河戸（こうず）、古井（こい）村の細川家石切場は初めて明らかになつた。石出しの様子、幕府の普請奉行や他の大名家との交流の様子、名古屋の小屋場での様子など、普請現場をリアルに感じ取ることができる。

（後藤）

普請場でとびかう酒樽の贈答品

元和六年（1620）三月二十四日
西村太兵衛生酒樽上申注文 和田左右衛門宛



10 元和6年(1620)3月24日 西村太兵衛生酒樽上申注文 和田左右衛門宛 (松井家文書645)
(公益財団法人三菱財團文化財保存修復事業助成により修復)

坂城普請の手伝いを命じられ、正月に早速小倉を出船し、芦屋の石場で石を獲得し、大坂城代阿部正次屋敷裏と虎口の石垣を担当した。忠興時代の公儀普請の史料が豊富に存在するのは、松井家文書ならではの特色である。

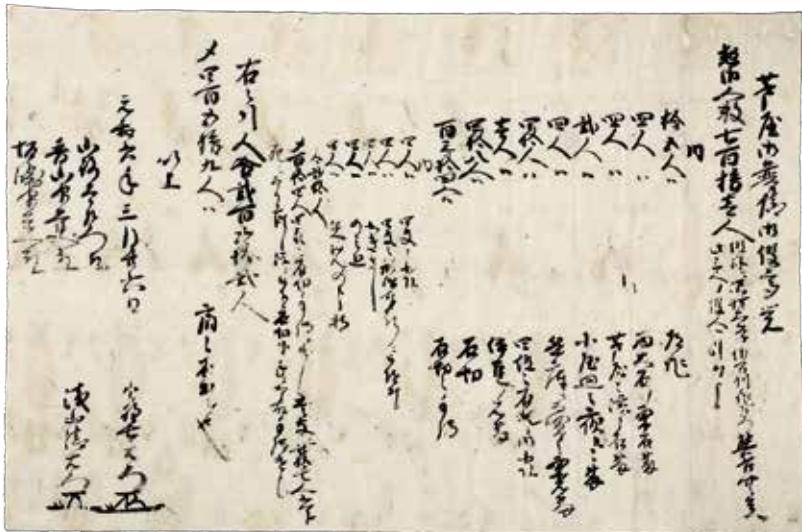
本史料は大坂城普請現場での贈答用に用いられる生酒用の樽注文である。差出の西村、宛所の和田共に細川家普請総奉行松井興長の家臣である。「手酒」は自家製の酒で、「べにや」「平野屋」「菊原」は上方の造り酒屋の名前ではないかと考えられる。それぞれの生酒の樽は「六分磨き」「五分磨き」「四分磨き」四分黒わの種類があり、合計一二五の樽を船頭「むさしノ久三郎」からこの注文書に引き合わせて受け取るよう命じている。恐らく生酒は、松井家から幕府の普請奉行衆や他の大名家への贈答品として使われたと思われる。ひじょうに珍しい史料で、江戸初期の造り酒屋の名を記す史料としても貴重である。

（後藤）

芦屋石切場の小屋場は総勢七〇〇人！

元和六年（一六二〇）三月二六日

細川家石奉行芦屋御普請御役高覚 細川家普請奉行衆宛



11 元和6年(1620)3月26日 細川家石奉行芦屋御普請御役高覚 細川家普請奉行衆宛
(松井家文書10-1-22)

元和六年（一六二〇）の大坂城公儀
普請の細川家石切場である芦屋（現
兵庫県）における作業分担の人数を、
石奉行の宇野と浅山が書き上げ、大
坂の普請現場にいる細川家普請奉行
に宛てて報告したものの原本であ

る。芦屋石切場での総人
数は七十一人。そのうち
一五人が石車などの通路
の道作り、四人が西大石
の栗石の番、四人が芦屋
の浜の石の番、二人は小
屋のまわりの夜の番、四
人は兵庫で買つた栗石の
番、四〇人が四組の石出
しの小頭、一人は伊豆の
石番、四八人は石切、一
三四人は石切の手伝い。
これら的人数が二五二
人、残りの四五九人は門
口から石出しをする人数
である。

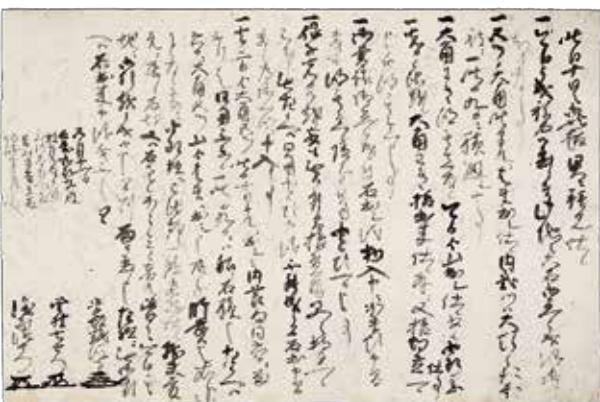
大坂普請での主要な石
切場であった芦屋での石
切、石出しの規模、確保
した石には番人がついたこと、七〇
〇人も収容できる小屋場の様子、石
切場に鍛冶がいること、また「のミ
（鑿）」「矢けんのう（玄翁）」など石切
道具の書き上げで、石切場の現場が
よりリアルである。

（後藤）

金もくれずに急がせる！ 石切人たちの撤収にあせる石奉行たち

〔元和六年（一六二〇）〕五月一日

細川家石奉行衆書状 細川家普請奉行衆宛



12 [元和6年(1620)]5月11日 細川家石奉行衆書状 細川家普請奉行衆宛
(松井家文書317)

本史料も元和六年の大坂公儀普請の
ときのもの。近世初期の公儀普請の実
態を伝えてくれる大変貴重で、興味深
い史料である。差出の浅山清右衛門ら
は芦屋の石切場にいた細川家の石奉行
で、大坂の丁場にいた長岡式部少輔（松
井興長）ら普請奉行衆に宛てている。

本史料で大坂城石垣普請の細川家の

根石置きが五月一一日であつたこと
が明確になり、また、五条目で普請
を急かしてきた普請奉行に対しても、
費用に構わず日雇いをたくさん雇つ
て石出しを急ぐと応じているのにも
関わらず、六条目では、先日の銀子
拾貰目を早々に持たせてくれなければ
ば日雇いを雇うことはできないだろ
うと、苦情をいれている。そして、
極めつけは七条目である。

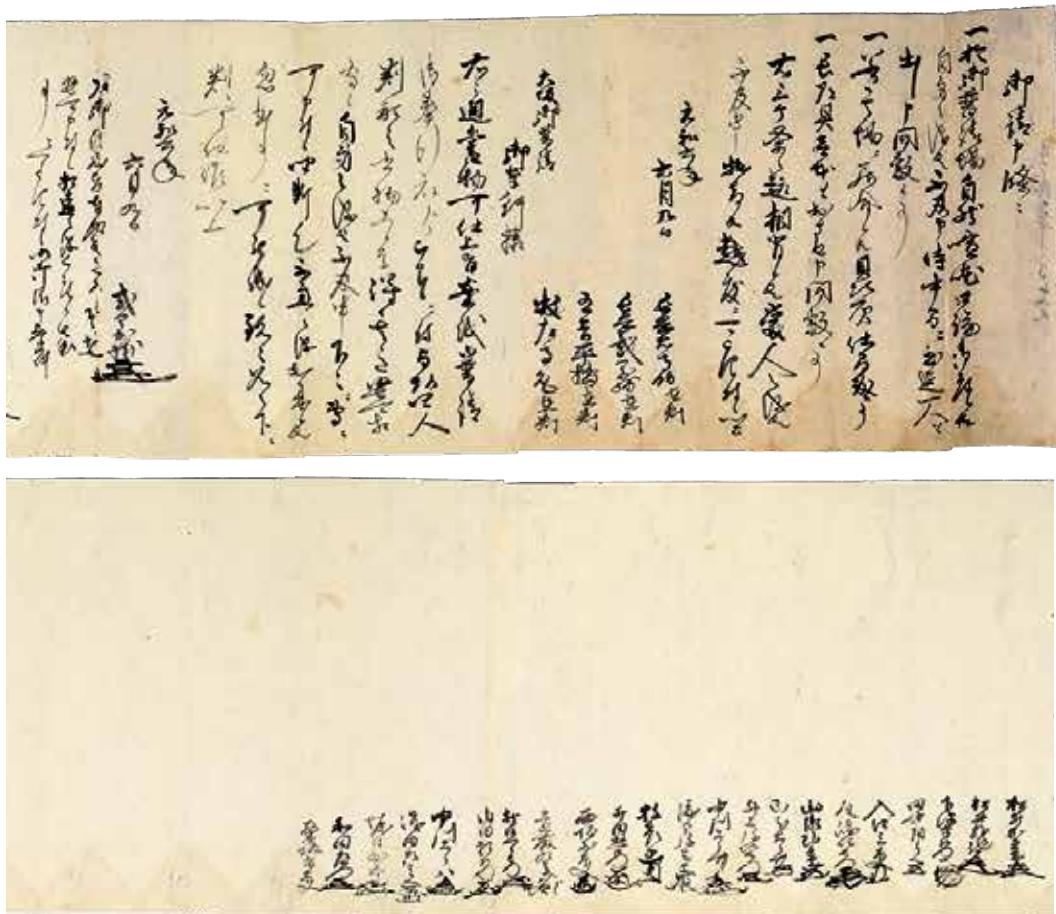
「大角石を出すのに、五月六日に雨
が降つて日雇いが来なかつたにもか
かわらず、昨日までに五つ浜へ出し、
船に積んだ。随分一生懸命やつてい
るのに、油断しているように言われ
て心外だ！」ここ芦屋にいる石切・石
出しの者たちはみんな怒つて、今日大
坂に引き上げると言つてるので、引
き留めているところだ。そうでもしな
ければ、石出しはできないだろう！」

資金の調達、石切・石出しの人夫の
確保と切迫する作業など、石奉行の現
場の苦しい状況が身に迫る。

（後藤）

諸大名家が集まる公儀普請で一番こわいのは、けんか！

元和六年(1620)6月9日
松井興長・大坂御普請御請申条々 松井家臣二二名宛



13 元和6年(1620)6月9日 松井興長・大坂御普請御請申条々 松井家臣22名宛 (松井家文書874)

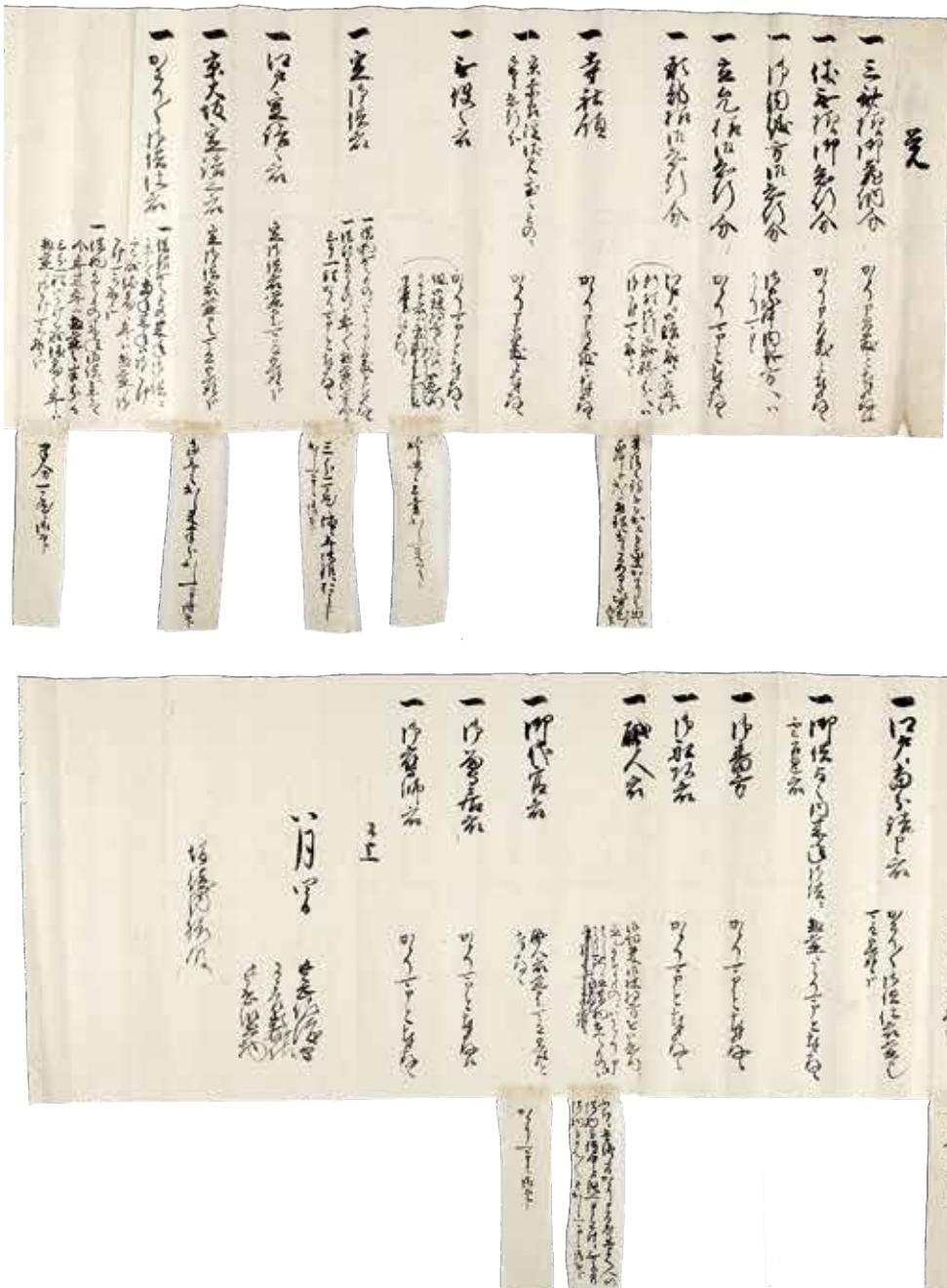
元和六年の大坂御普請について、細川家組頭四人（三渕重政、松井興長、有吉英貴、牧興相）から幕府御奉行衆に提出する請状の案文を写し、興長が松井家の家臣に廻して、それぞれに御請の判形を捺させたもの。御請とは、要請された事柄に対して承知した旨を返答することをいう。

大坂普請について幕府から要請された御法度は、御普請場では自分は勿論のこと、侍だけでなく中間（小者）に至るまで喧嘩・口論は一人も出させない、もしその場に居合わせても味方しない、槍・薙刀などの長道具は一本も出させない、の三か条である。

江戸時代初期の公儀普請では、大名家どうしの喧嘩・争いが、なりよりの懸念事項だった。喧嘩・口論に特化した法度は、この時代の特徴である。

(後藤)

幕府からの動員でも三斎の領地や寺社領は免除
〔寛永二年(1634)〕八月四日
覺 附 忠利裁可



14 [寛永11年(1634)]8月4日 覚 附忠利裁可 (松井家文書290)

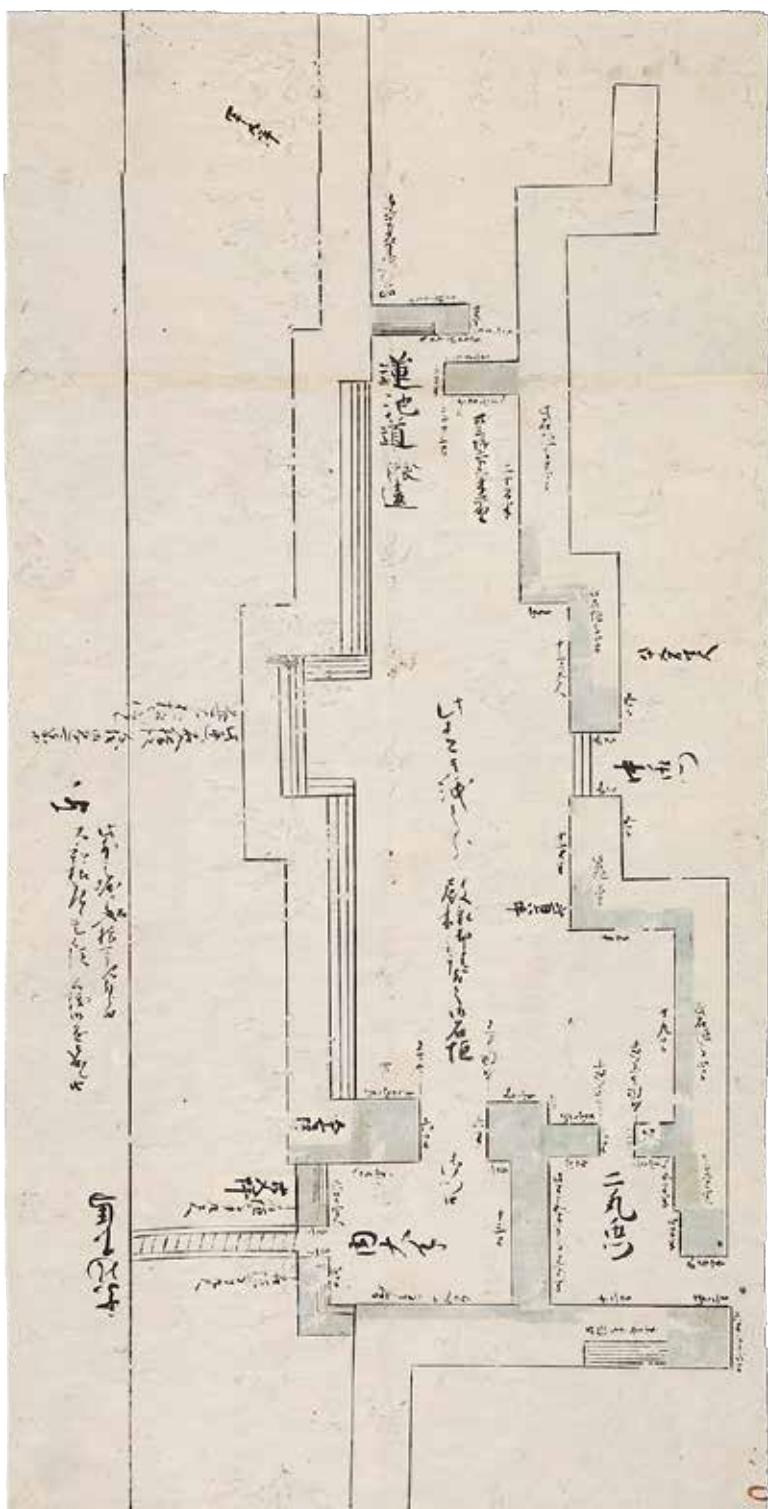
幕府から熊本藩細川家に賦課される江戸普請役をはじめとする役儀の給地ごとの免除特権の有無を確認するため、松井興長ら家老衆が忠利に提出した伺書と、それに忠利が付した回答の書入れの写し(付札)。宛所の坂崎内膳は忠利の側近である。

三斎(忠興)隠居領や出家した三斎長男休無(忠隆)の給地、それに寺社領は免除、忠利御供衆のうちでも借銀の有無等が勘案されて、船頭衆職人衆、御鷹師衆に至るまでが細かく規定されている。

公儀普請諸役の細川家内部での分担枠組みとともに、家老からの伺いと忠利裁可によるその確定方式を教えてくれる貴重な史料である。(稻葉)

公儀普請は大名家にとつて晴れの舞台だつた！

〔明暦四年（一六五八）〕江戸城公儀普請丁場絵図



15 [明暦4年(1658)] 江戸城公儀普請丁場絵図 (松井家文書579)
(公益財団法人三菱財団文化財保存修復事業助成により修復)

明暦四年の江戸城本丸普請と石垣御手伝い普請の絵図である。細川家担当の丁場に青い紙を貼つて示している。蓮池道喰違御門台、中ノ御門台、二ノ丸ノ御門台、内大手御門台で、総坪数は千百拾四坪八合式勺である。現在の皇居東御苑周辺にあたる。

『綱利公御家譜』（永青文庫所蔵）によれば、江戸城の公儀普請は細川光尚が在世中から希望していたがそれが叶わず、次の綱利の代になつて、後見人の小倉藩主小笠原忠真などの口利きで実現したという。

公、晴れるなる御普請」と、自ら希望して江戸城内の細川家担当の普請丁場を見学している。

明暦四年三月一二日に鍬初め、こ

の日には綱利も日の出に普請現場に

出て、幕府の普請奉行久世大和守・

津田平左衛門・柘植平右衛門から御

祝いの御熨斗を頂戴し、将軍徳川家

であつたが、「初めての幕府への御奉

綱利は、まだ元服前の一五歳

から御手伝いの仕事に就いた。

七月三日に石垣普請は終了し、九

月一二日に普請成就の御能が興行さ

れた。

（後藤）

III 島原・天草一揆と走百姓

幕藩体制最大の危機となつた島原・天草一揆。細川家は領内への一揆の拡大を警戒しながら、天草ついで有馬原城攻めに出陣し、戦功をあげる。細川家の軍事統率者たる家老であつた松井家には、関係史料が集中的に保管された。さらに、家老として他藩との外交を担当した松井家には、初期の大問題であつた藩領を越えた百姓の走り(移住)に関する史料も多く伝来し、近世初期の百姓身分の特質を知るうえでも貴重なものとなる。



16 寛永12年(1635)
武家諸法度写
(松井家文書289)

16 隣藩に反乱が起きても兵を出せない！

寛永一二年(一六三五)武家諸法度写

武家諸法度は、江戸幕府が、大名を統制するために公布した法令だ。元和元年(一六一五)に発布されたのが最初で、その後追加訂正がなされた。

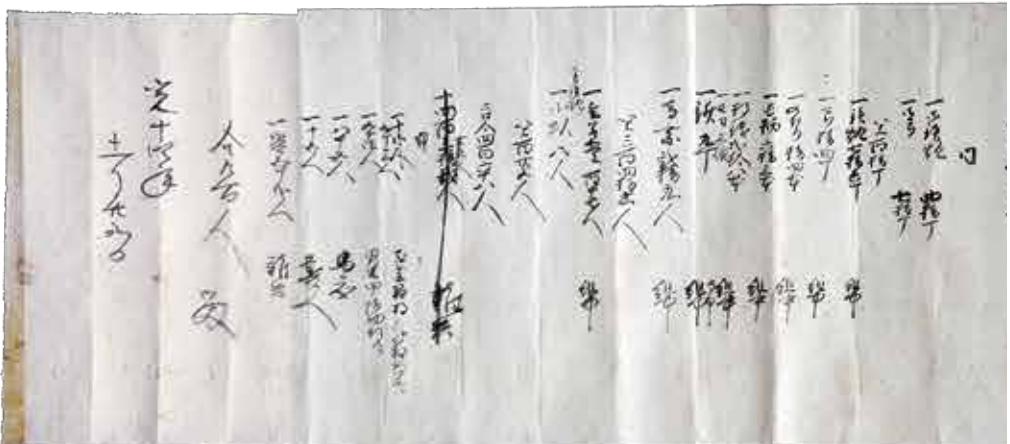
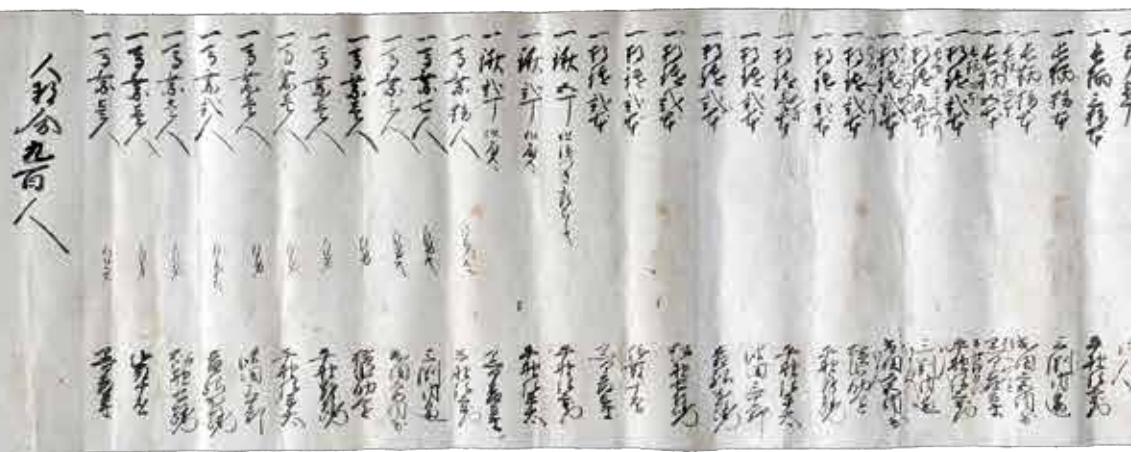
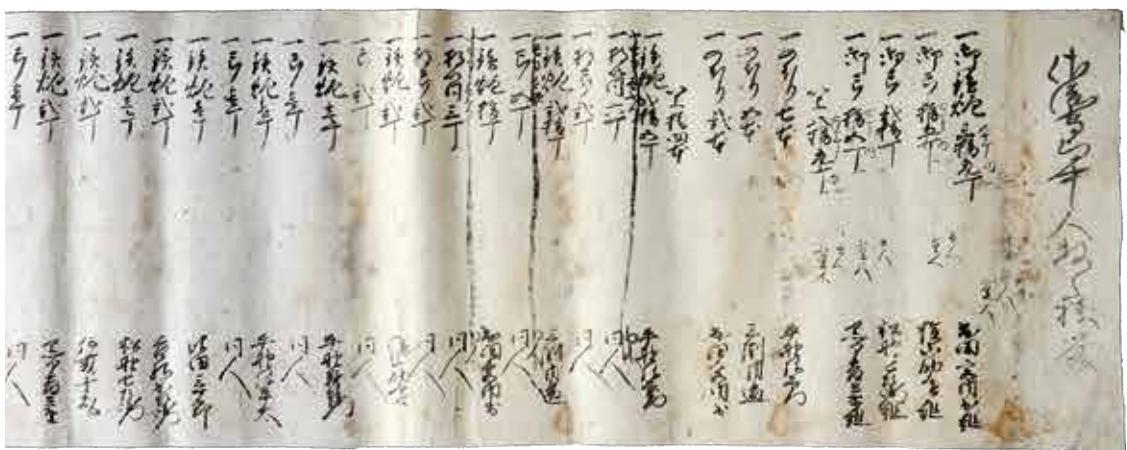
本史料は徳川家光により寛永一二年六月に発布されたものの写し。同年六月二日、諸大名が江戸城大広間に残らず召し出され、起草した儒者林羅山が読み上げた。その後、細川家ではすぐに写して親しい旗本榊原職直、仙石久隆、曾我古祐に廻した。各大名家ではさらに家老以下家臣たちもがそれを写した。本文書は松井家で写され、松井家臣たちと共にされたもの。

注目されるのは四条目、「江戸ならびにいずれの藩においても、たとえどもいざれの事件が起きたとしても、幕府の下知を待つこと」。不測の事態が生じても、幕府の許可がなければ諸大名は出兵できなくなつたのだ。この一条のために、寛永一四年一〇月に勃発した島原・天草一揆への初動は遅れ、一揆の拡大と原城籠城につながつた。

(後藤)

雜兵の軍団、天草・島原へ

寛永一四年(一六三七)一一月二五日 佐渡守与中人数之積留



17 寛永14年(1637)11月25日 佐渡守与中人数之積留 (松井家文書1095)

島原・天草一揆に対応するための出兵に際して、松井興長の軍団人数九〇〇人の内訳をまとめた文書。所々に推敲の跡がみられる。

九〇〇人のうち「馬乗」(知行取)はわずか一九人に過ぎず、あとは鉄炮、弓、鎧などを担当する歩兵であつた。わけても注目されるのが、歩兵のうち「歩若党」が一一七人、「雜兵」がじつに四三二人、合計五四九人を占めた事実である。雜兵の多くは渡り歩く武家奉公人(足輕)、すなわち、下々の武士身分で、若党は雜兵よりは上位の身分だが、やはり下級の従者であつた。これが大名軍団の現実であつた。

(稻葉)

これが原城攻めの全貌

〔寛永一五年（一六三八）〕肥前国有馬城之絵図



18 [寛永15年(1638)] 肥前国有馬城之絵図 (松井家文書4011)

※30頁も参照

本絵図は、島原・天草一揆における幕藩軍の原城（有馬城）攻めの様相を描く。城攻めに加わったすべての大名家及び幕府衆らの陣が色分けされ（細川家は赤）、堀際の堀道など籠城側の防御施設も多く書き込まれている。伝来状況からみて、松井興長らが統括する細川家の論功の場で家臣の申請内容を検証するために作成された絵図と推察される。

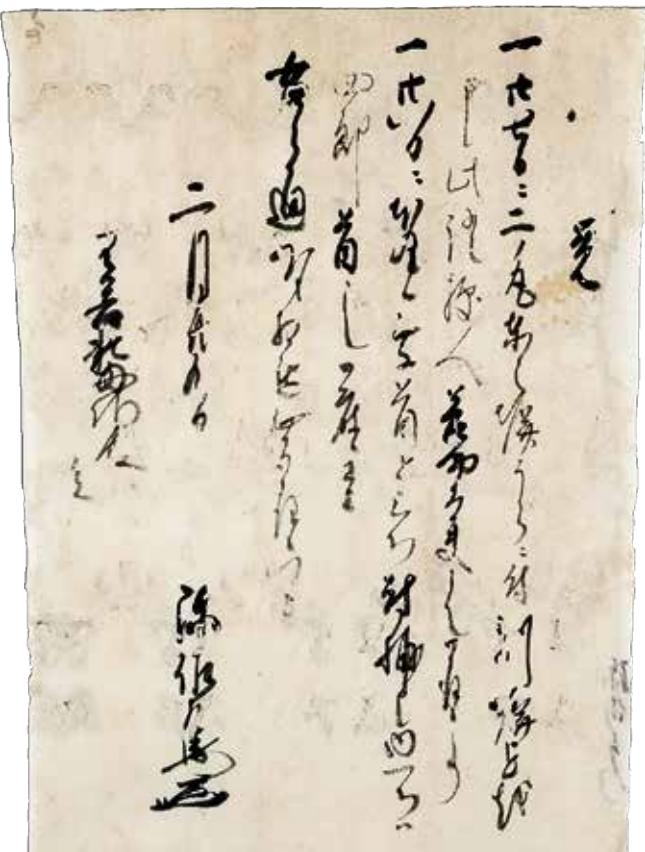
本絵図の最大の特徴は、各大名家の仕寄場（城攻め持場）の状況を極めて具体的に描いている点にあり、その描写の多くが同時代の文書史料の内容と合致する。また、白杵藩主稻葉家に本図の写しとみられる絵図が伝存することも、本絵図のオリジナル史料としての価値の高さを示す。今次の修復事業によつて展示可能なレベルにまで甦つた。

（稻葉）

二一世紀の奇跡 天草四郎の最期を伝える原文書が甦る

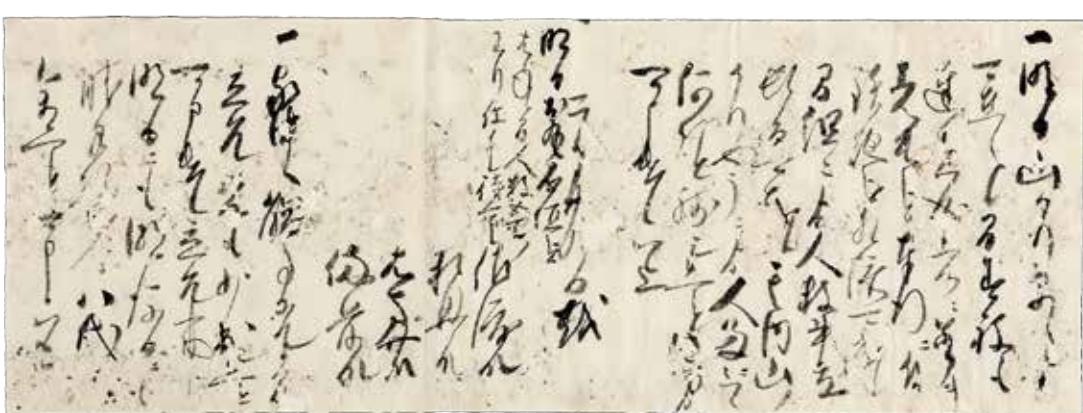
〔寛永二五年（1638）〕二月二九日

陳佐左衛門指出 有吉英貴宛



19 [寛永15年(1638)]2月29日 陳佐左衛門指出 有吉英貴宛
(松井家文書3442)

（稻葉）



20 [寛永15年(1638)]2月29日 細川忠利達書写 細川家老衆宛 (松井家文書11-96-1)

（稻葉）

原城落城直後から周辺の山でキリシタン狩り

〔寛永二五年（1638）〕二月二九日

細川忠利達書写 細川家老衆宛

原城落城の翌日に、忠利が現地で家老衆に宛てた達書の写し。虫損が著しいが、修復によって大半が判読できる状態に甦った。

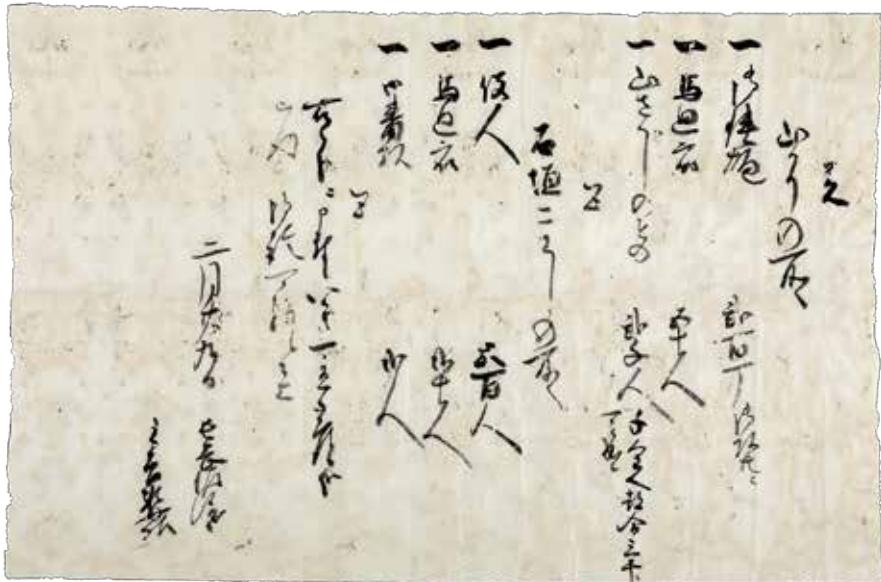
脱出したキリシタンを対象にした原城周辺の「山かり（山狩り）」が、早くも落城直後から始まっていた。細川軍の各組（軍団ユニット）からも人數を選抜し、足の達者な者たちに若干の奉行を付けて、鉄炮を添えて山に入れるので、すぐにリストを作るよう命じている。さらに、明日から本丸の石垣撤去の作業が始まるので、人員五〇〇を割り当てて待つよう述べている。

島原・天草一揆の悲劇、原城落城。その翌日から細川家中の侍たちは自分の手柄を書き上げた申告書（指出）を家老らに次々と提出した。これは下級家臣の陳佐左衛門の指出で、「原城本丸に乗り込んで首を三つ捕つた。そのうち一つは天草四郎の首だ」

と申告している。この首は幕府からも四郎と認められ、細川家の論功行賞の結果、陳はじつに知行千石を賜った。阿鼻叫喚の原城内で陳本人が書いた指出の原本が二一世紀にまで伝存し、甦った。奇跡といつても大げさではない。

山狩りとともに原城の石垣破却に着手！

[寛永一五年(1638)]二月二九日
有吉英貴・松井興長伺書写



21 [寛永15年(1638)]2月29日 有吉英貴・松井興長伺書写 (松井家文書11-96-2)

20 での忠利の命令に對応して家老の松井と有吉が作成した人員リスト。山狩り現場へ雜兵二〇〇〇人を派遣し、鐵炮衆二〇〇丁と馬廻衆（忠利や家老衆の親衛隊）から五〇人を付ける。石垣壊しの現場には、作業にあたる人員（役人）五〇〇人と馬廻衆二〇人、それに指揮官（御番頭）二人を付ける。松井と有吉は、この計画をもつて忠利の承認を得ようとしたのである。

「山さがしのもの 式千人」の下に「千くわへ都合三千二可被成候」とあるのは、二人からの伺いに対する忠利の注文を加筆した部分だ

原城落城と同時に松倉家は島原城を接収される

[寛永一五年(1638)]三月二日
松井興長・有吉英貴達書 細川家組頭衆宛



22 [寛永15年(1638)]3月2日 松井興長・有吉英貴達書 細川家組頭衆宛 (松井家文書872)

20、21 の二日後に、家老の松井興長・有吉英貴が幕府上使の松平伊豆守と戸田左門の意向として細川立允（忠利弟）ら組頭ら五人に達した指示書の原本。

原城（「有馬之城」）内は敵地だが、城の堀から外は「皆上様之御領」であるから、山狩衆は決してみだりな行為がなきよう命じられるべし。上使からも監察官が出される（第一条）。山狩りが済んだら島原城へ家臣二人を派遣して、城番の小笠原壹岐殿・久留島丹波殿へキリシタンの有無を報告すること（第二条）。山狩りが終つたらキリシタンの有無にかかわらず松野右京ら家臣三人の連署状で松井・有吉に速報し、それを伊豆様・左門様に取り次ぐ（第三条）。

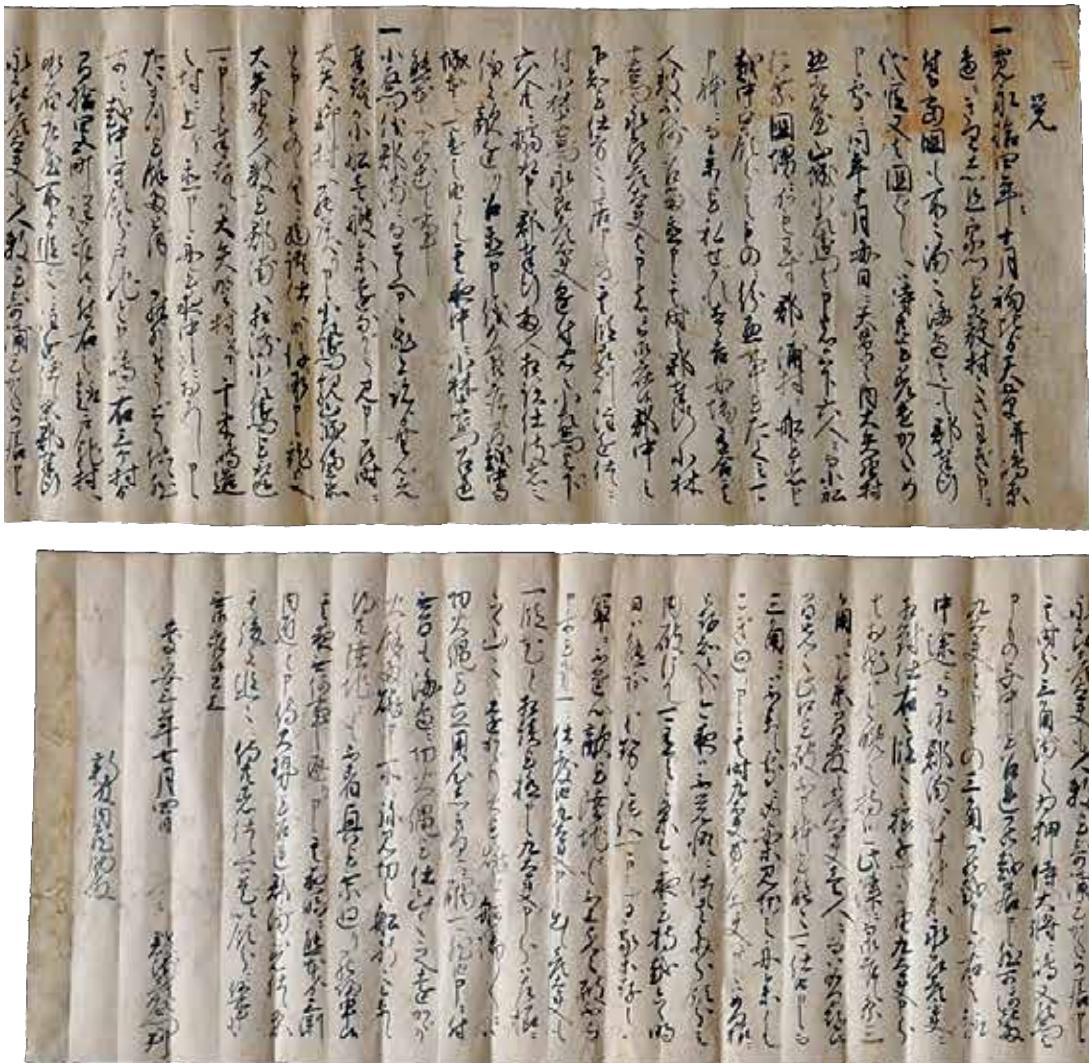
山狩り行為の逸脱を確實に管理する規定であるとともに、すでに一揆との戦争の終結までには島原藩主松倉家が島原城を幕府に接収されていた事実が知られる。

(稻葉)

大物キリシタン宇土郡潜入事件の顛末を惣庄屋が叙述

慶安三年（一六五〇）七月四日
惣庄屋郡浦彦左衛門尉覚書写

新藤内藏助宛



23 慶安3年(1650)7月4日 惣庄屋郡浦彦左衛門尉覚書写 新藤内蔵助宛 (松井家文書885)

島原そして天草領大矢野から一揆が広がり始めた寛永一四年(一六三七)一〇月三〇日。熊本藩領の宇土郡郡浦の舟津(現宇城市三角町)に、キリシタンである壯年の男とその妹婿、家来ら六人が着船し、上陸しようとしていた。

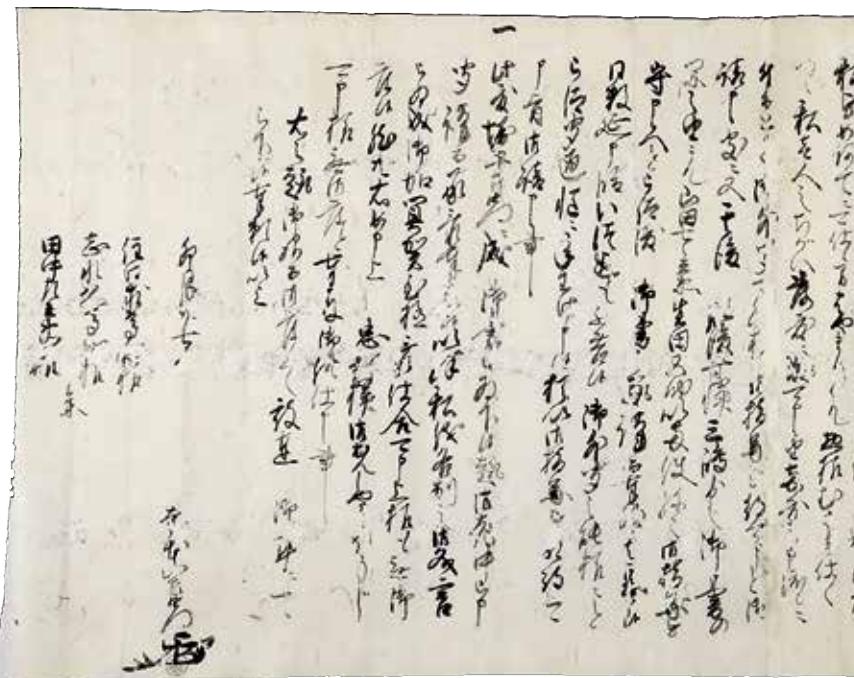
男の名は山城小左衛門。大矢野上村（現上天草市）の庄屋で大庄屋をもつとめ、「きりしたん二・三千人之大将分」といわれた大物である。それは天草一揆の熊本藩領への拡大の危機を告げる大事件であつたが、小左衛門は郡浦手永惣庄屋彦左衛門の息子によつて拘束された。

これに對して、大矢野のキリシタ
ン勢が小左衛門を取り返すため夜討
ちをかける形勢となるも、細川方の
侍衆と郡浦住民の対応で攻撃は寸前
で回避された。

本史料は慶安三年になつて、郡浦彦左衛門が幕府目付の求めに応じて、顛末を叙述し提出した文書の写し。禁教政策と一揆がキリシタンとそれ以外とを敵同士として対立させた社会的分断の深刻さが、生々しく描かれている。

原城攻めの武勲を胸に抱き忠利に殉死

[寛永二八年(1641)]卯月二七日
寺本八左衛門申上書物 細川光尚側衆宛



24 [寛永18年(1641)]卯月27日 寺本八左衛門申上書物 細川光尚側衆宛 (松井家文書208)

細川忠利に殉死した寺本八左衛門という五三歳の一武士が書いた殉死の遺書である。

明君とうたわれた細川忠利に殉死した家臣は、かの阿部弥一右衛門を含めて一九名おり、それぞれが遺書をしたためて切腹した。本文書によると、殉死の意志を固めた家臣らは、主君がもはやこれまでという重態になると、入れ代わり立ち代わり枕元に参上して、あの世までの「御供」を申し出て、直接許可をもらつていたことがわかる。いわば殉死の作法であつた。

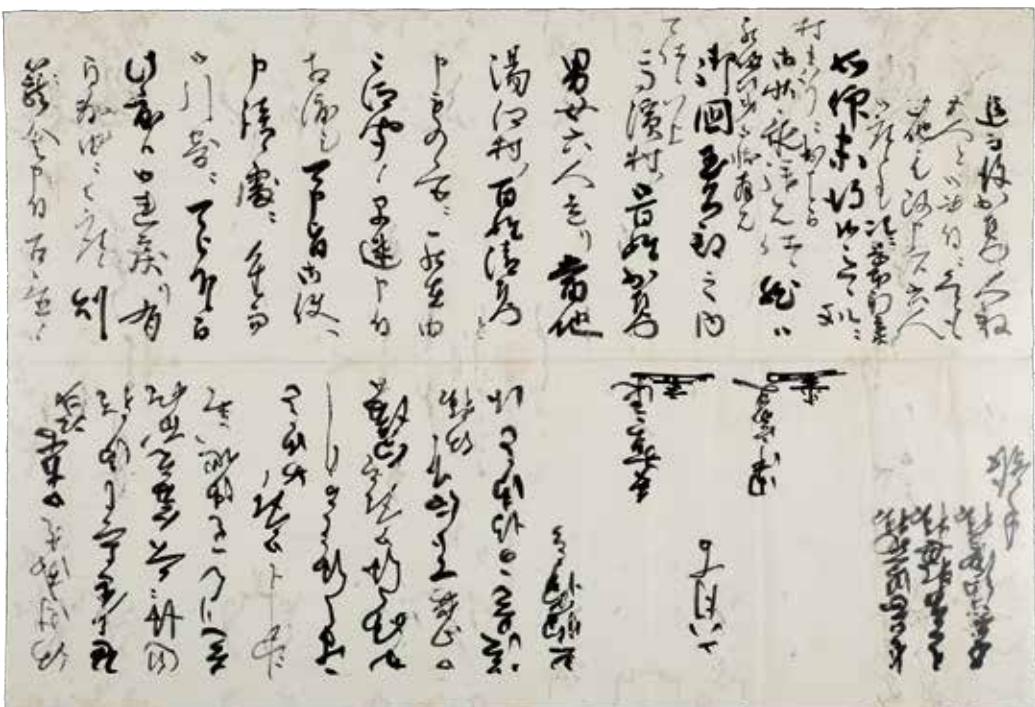
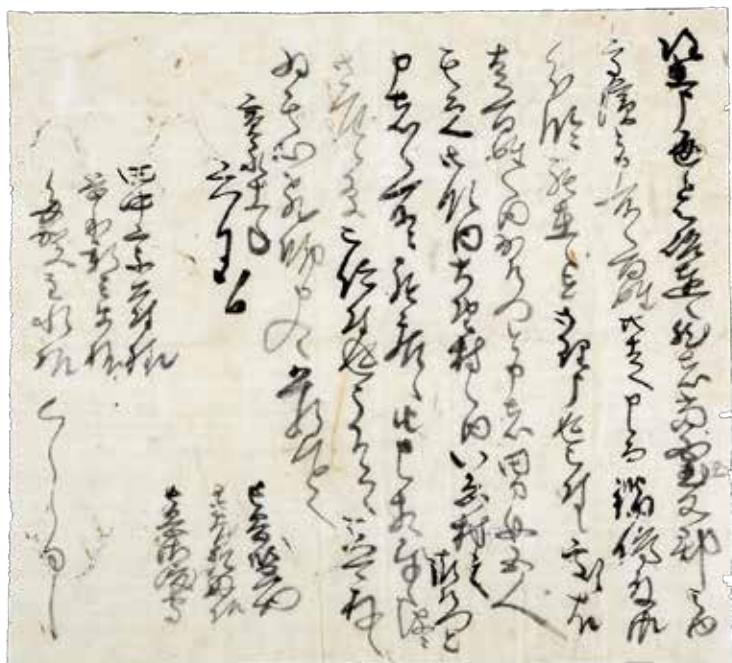
寺本は、有馬原城から帰陣した後に、家老三人とともに御鷹の鴨の御料理を忠利手すから頂戴し、「鉄炮組頭として満足な奉公ぶりであった。これからも長く奉公してくれ」と直接言葉をかけられたことを、殉死を選択する理由にあげている。主君への愛と永遠の従属とは紙一重であつた。

(稻葉)

走百姓の返還は、お互い様

寛永二年(1634)六月八日 細川家老衆書状写 島原藩家老衆宛
〔寛永二年(1634)〕六月一〇日 島原藩家老二名書状 細川家老衆宛

25 寛永11年(1634)6月8日
細川家老衆書状写
島原藩家老衆宛
(松井家文書14-5-13-2)



26 [寛永11年(1634)]6月10日 島原藩家老2名書状 細川家老衆宛 (松井家文書14-5-13-1)

近世初期の大名家を悩ませたのは、未納年貢等を抱えたまま領主(大名・給人)の了解なく他領に移住してしまう「走百姓」の頻出である。領主階級共同の利益を実現するべく、大名領主らは近隣どうしで百姓人返しの協定を結び、走り元の大名から申し入れがあれば返還に応じていた。

本史料は玉名郡高浜村から島原藩領への走百姓の返還に関する細川・松倉両家の家老間の交渉でかわされた書状の原本と写しである。細川領から佐賀藩鍋島領へ走つた百姓はすでに返還が実現されていること、細川家と松倉家も、走百姓問題は「相互之儀」つまりお互い様であるとして、松倉家の責任で走百姓の身柄を拘束し、確実な返還をめざして交渉していることがわかる。

(稻葉)

走り先に留まる百姓たち

【寛永一六年（1639）】

天草と当御領分と走百姓取やりの究



27 [寛永16年(1639)] 天草と当御領分と走百姓取やりの究 (松井家文書870)

松井興長あるいは寄之が作成した天草領主山崎甲斐守家と細川家との走百姓返還原則に関する覚書である。寛永一六年頃の作成と推察される。

天草一揆以前の寺沢領時代から、寛永一五年の一揆以後の山崎甲斐守領時代まで一貫して、天草領から熊本領へと走った百姓は返還された。しかし、山崎甲斐守は自分が天草に着任する前の寺沢領時代に熊本領に走った百姓の受け取りを拒否した。

山崎は細川家の使者に対してその理由をこう述べたといふ。第一に、大名の交替以前に走った百姓は返還の対象外とする了解が寛永期の九州大名のあいだに存在したこと。第二に、寺沢領時代には近隣諸藩領に多くの百姓が走っており、熊本藩からだけ受け取れば不公平になること。

山崎の主張の背景には、一二世紀から寛永飢饉時にまで一貫する百姓の特定領内去留の究極的自由、すなわち領主・百姓関係の契約的特質が想定される。

(稻葉)

あの後藤又兵衛も走百姓の返還に粉骨

【慶長八～一一年（1603～1606）頃】七月一三日

後藤又兵衛書状 細川家老衆宛



28 [慶長8～11年(1603～1606)頃] 7月13日 後藤又兵衛書状 細川家老衆宛 (松井家文書1206)

大坂陣の勇猛さで知られる武将後藤又兵衛基次は、慶長一一年（一六〇六）までは福岡藩黒田家に仕えていた。本史料はその時期の又兵衛が小倉藩細川家の家老衆に宛てた貴重な書状。

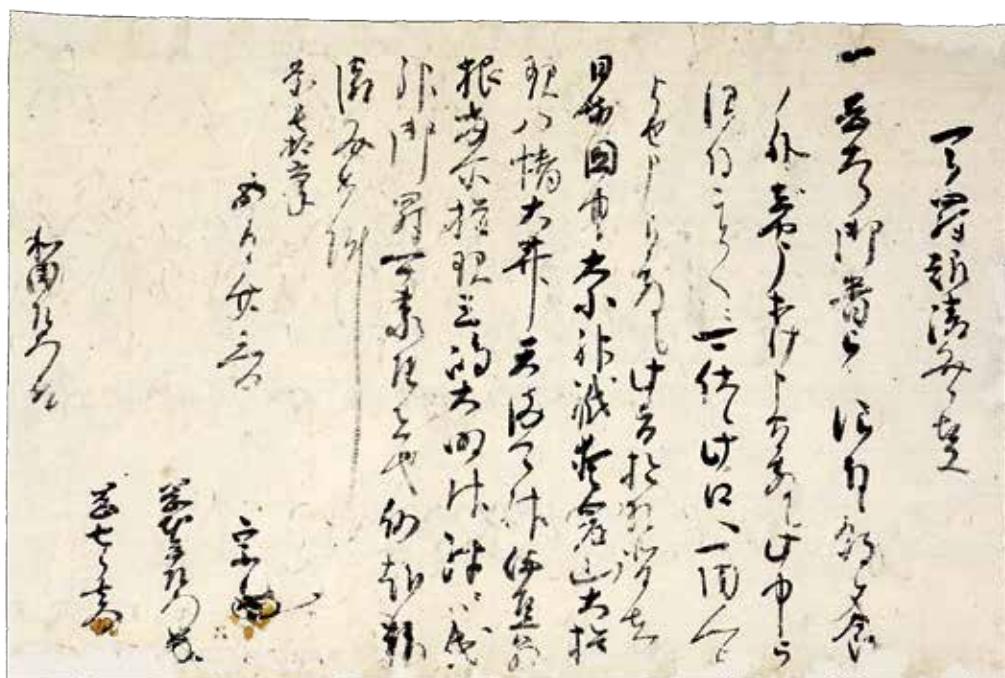
仲津郡大橋村から福岡領に走つた二人の百姓の返還を申し入れた

細川家老らに対しても又兵衛は、「詳細を確認したうえで本案件を自分が黒田家の家老衆に取次ぎ、適切に処理されるだろう。細事であつても隣国からの申し入れには家老衆相談のうえで対処するのが黒田長政の意向だ」と返答している。又兵衛が人返しに関して、当時は関係が良くなかった細川忠興と黒田長政を取り持つような立ち位置にあつたことが知られる。実際、忠興は黒田家出奔後の又兵衛を一時かくまい、子息又市郎を召抱えている。

(稻葉)

IV 藩政の展開

家老は藩主と家臣団とを、それに藩主と奉行以下の藩政機構とをつなぐ留め金の役割を果たすとともに、藩主不在や幼少期には、家老衆の合議が藩としての意思決定の最終責任をなつた。そして一七世紀中葉には、家老中として「御郡方」すなわち各郡の手永・村々の統治のあり方への関心を深め、藩政の地域社会への深化を志向していく。



29 慶長16年(1611)5月23日 牢番3名血判起請文 和田左衛門宛 (松井家文書785)

29

牢番の職務規律遵守も血判で誓約！

慶長一六年(一六一一)五月二三日
牢番三名血判起請文 和田左衛門宛

小倉藩時代の松井家の牢番三名が上司の奉行に提出した血判起請文。収監された甚太郎に対しては、朝食・夕食時以外には錠を開けず、職務規定を遵守し、牢には一切人を寄せ付けないと誓約している。

(稲葉)

起請文とは

起請文は、みずからの中の主張や約束が偽りなきことを誓約するための文書の様式で、中世初期に成立し、江戸時代を通じて作成された。前半部分に主張・約束の内容を記し(「前書」)、一般的には「牛王宝印」と呼ばれる護符(多くは熊野神社のもの、大きさは縦20cm・横30cmあまり)を裏返して、約束の内容に偽りなきことを神仏にかけて誓う文言(「神文」)を書き、貼り継ぐ。戦国時代には、誓約者(差出人)の血判を伴うようになつた。

知行取たちも開墾を！忠利の命令を周知徹底

元和八年（一六二二）五月一七日

松井興長達書 細川家大組頭等九名宛



30 元和8年(1622)5月17日 松井興長達書 細川家大組頭等9名宛 (松井家文書1225)

細川忠利が惣奉行四人に宛てて出した「御書付」の写しを、家老の松井興長が家中の大組頭らに通達し、組中の侍たちに周知して、承知した旨の文書を取るよう命じたもの。小笠原以下の宛所の下にも花押があるのは、確かに披見したという印で、不在の者は留守居が花押を据えるという徹底ぶりである。

内容は、給人（知行取）による知行地の荒地開発の奨励で、開発地は無役で知行高に組み込むとする。荒蕪地の拡大抑止という、この時期の領国支配上の課題と、忠利御意の家中への伝達・周知方法とを示す貴重資料である。

（稻葉）



31 元和9年(1623)8月9日 御書之写頂戴請書 家老・重臣等26名連判 松井興長宛 (松井家文書1226)

家臣が百姓を裁くのを禁止 裁判権は奉行所に集中せよ

元和九年（一六二三）八月九日

御書之写頂戴請書
家老・重臣等二六名連判 松井興長宛

30 と同様に忠利の「御書」の写しを家老の松井興長・小笠原長元以下の重臣たちと松井組の一般給人衆とで請け、第一家老の松井に宛てる形式で集約し、松井家に伝來した文書である。

忠利は「大事之儀」として、給人地における百姓どうしの紛争に対する給人の裁判権と、家臣団の「与」内での一般給人（「与子」）どうしの紛争に対する与頭調停権を、ともに明確に否定し、それらを「公事聞」の所管とするという原則を家中に確認させている。給人の給地百姓を対象とした裁判権の恣意的な行使を抑止し、給人地での百姓レベルの紛争を御国の「公事」（おおやけごと）として処理することによって、給地ごとの支配の不均等性を克服しようというのがある。

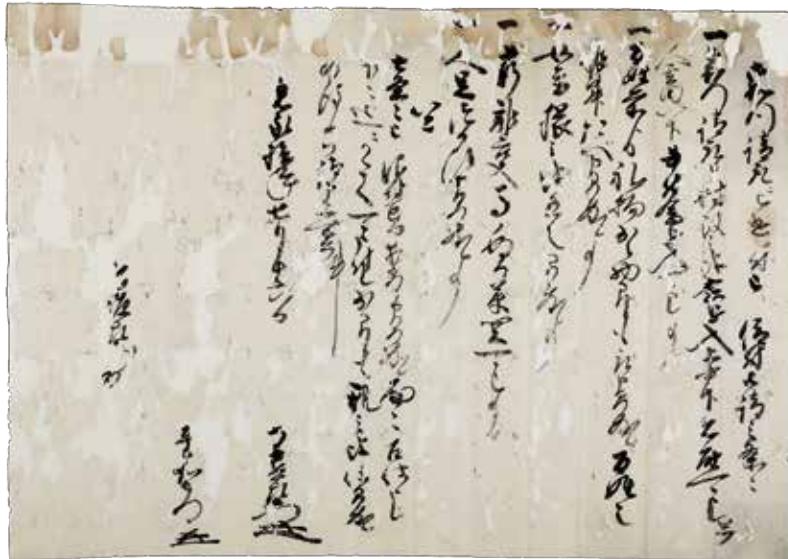
七〇〇人もいる知行取たちがそれぞれの知行地でバラバラに裁判権を使っている状況を克服することは、統一的な藩政の実現のための基本的かつ重要な方策であった。

（稻葉）

肥後の村々にはじめて足を踏み入れる緊張感

寛永一〇年(一六三三)七月一六日

寺尾兵左衛門・平井加右衛門請文 山本源左衛門宛



32 寛永10年(1633)7月16日 寺尾清左衛門・平井加右衛門請文 山本源左衛門宛
(松井家文書603)

細川家肥後入国直後の知行割に際して、松井家の知行地三万石の受取担当者二名が、松井家の家司山本源左衛門に提出した五カ条の誓約書。松井家臣への知行地の分配の前提として、村々の地味の上中下を念入

取り込まれたり批判されたりするとのないよう、松井家が細心の注意を払っていたことが伝わる。新たな領主―百姓関係が結ばれる現場の空気を伝えてくれる史料である。(稻葉)



33 [寛永10年(1633)] 沢村大学・沢村宇右衛門 芦北郡庄屋之覚 (松井家文書453)

細川家肥後入国直後の知行割に際して、松井家の知行地三万石の受取担当者二名が、松井家の家司山本源左衛門に提出した五カ条の誓約書。松井家臣への知行地の分配の前提として、村々の地味の上中下を念入

取り込まれたり批判されたりするとのないよう、松井家が細心の注意を払っていたことが伝わる。新たな領主―百姓関係が結ばれる現場の空気を伝えてくれる史料である。(稻葉)

りに調査し、文書にまとめて報告する(第一条)。百姓から物品(「礼物」)を受け取らず、振舞いも受けない(第二条)。村の女性にみだりな行為は厳禁(第三条)。薪、野菜、馬の餌、茶は自分で買う(第四条)。百姓を人足に使役しない(第五条)。さらに末尾には、以上の規律を下々の奉公人にまで徹底させると記す。

見ず知らずの村々に足を踏み入れる緊張感とともに、自ら規律を維持することで百姓に

の庄屋に関する調査報告書。作成主体は重臣の沢村大学・宇右衛門父子である。書判・印判ともにないが、上部に七枚の付札が貼られていることからみて、本書を受け取った松井興長ら家老衆によって作成された実務用の写しと推察される。作成は寛永一〇年の四月頃とみられる。

熊大所蔵松井家文書には、同時期作成の合志郡庄屋衆の調査報告書も伝来しているが、それと比べて本史料の調査観点は、現庄屋の先代が一六世紀末の度重なる戦乱でどのような態度をとつたかの詳細、居住村と他領との交通関係、さらに住民の武力を糾合しての武功の実績にまで及んだ点で、特異性が際立っている。

本調査の内容は、世襲惣庄屋制の維持、地侍・百姓鉄炮の大規模採用、彼らに依存した国境警固体制といった、葦北郡独特の藩政の諸要素を網羅している。

葦北の庄屋たちは猛者ばかり

寛永一〇年(一六三三)

沢村大学・沢村宇右衛門 芦北郡庄屋之覚

これが初期熊本藩の人口規模

寛永一四年(1637)閏3月14日 諸御郡人数之目録



34 寛永14年(1637)閏3月14日 諸御郡人数之目録 (松井家文書267)

熊本・八代の城下町を除く一七世紀前期の熊本藩領各郡の総人口をまとめた貴重な史料である。総計は男女二三万七九六三人。

最大人口は益城郡の四万八四三人で、しばらくして同郡は上益城・下益城の二郡に分割されることになる。また、このあとまもなく五四に固定化される「手永」の人口は、本史料でみると一手永あたりほぼ四〇〇〇から五〇〇〇人であったことが知られる。

手永制の本質を単なる藩支配の中間機構ではなく、自治的地域管理制度と捉えるとき、お互いの顔が見える地域自治が実現可能な人口規模を考える上で、この数字は示唆に富むものとなろう。

(稻葉)



35 慶安3年(1650)6月28日 細川家老衆連署覚書写 宮本伊織宛 (松井家文書354)

当主急死に直面して 団結する家老衆

慶安三年(1650)六月二八日

細川家老衆連署覚書写 宮本伊織宛

慶安二年(1649)の年末に当主光尚が御国返上を表明して死去した細川家では、家老たちの努力によつて、数え年八歳の綱利(六丸)への御家・御国相続が許される。そのとき綱利の後見役となつたのが、光尚の母方の伯父にあたる小倉藩主小笠原右近太夫忠真であつた。本史料は細川家老衆が忠真(直接の宛名は家老の宮本伊織(宮本武蔵の養子))に出した覚書の写しで、末尾にあるように細川家中に周知されたものだ。

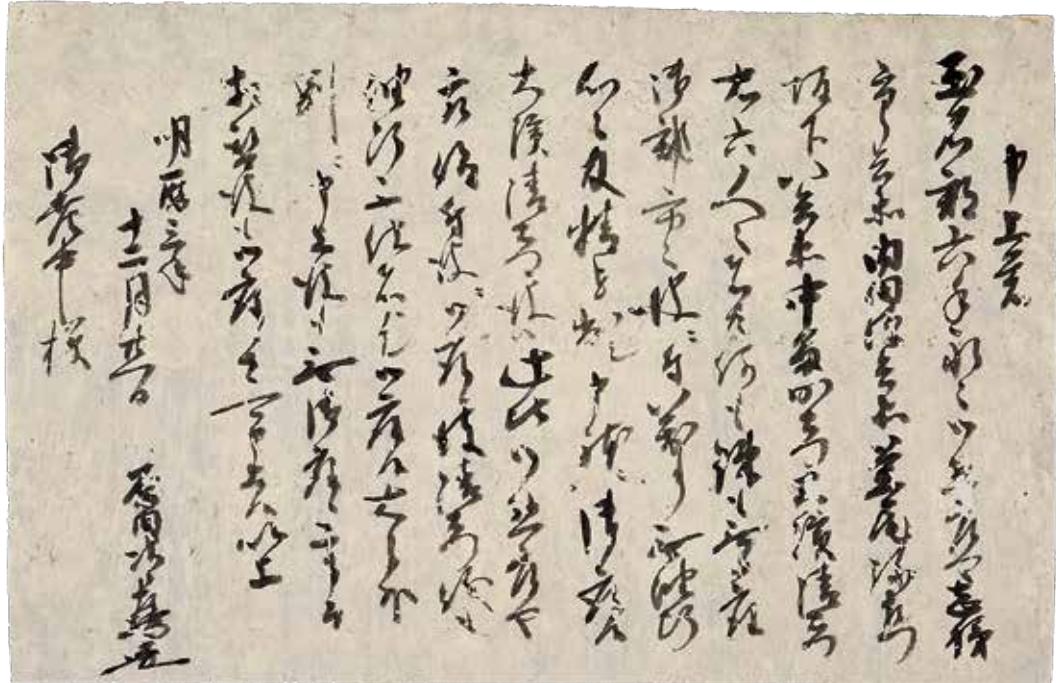
本覚書には、細川藩政は人事、主従制、家臣の家の管理、出陣、家臣の新規召抱にいたるまで、忠利・光尚代の多數決で推進していくから、忠真への伺いはあくまで形式的あるいは臨時のやり方にのつとつて、家老衆の合議・伺いはあくまで形式的あるいは臨的なものとなるので諒解されたい、との旨が記されている。

細川家存続のための家老衆の意思統一の強固さと自律性の高さには驚かされる。

(稻葉)

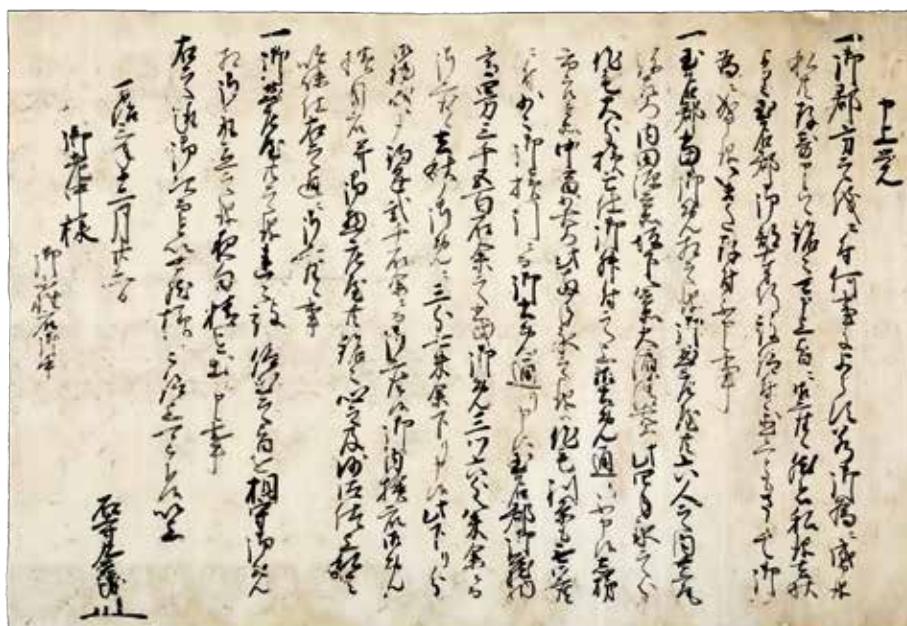
惣庄屋のはたらきは藩政の要

明暦三年(1657)一二月二一日原田次郎左衛門申上覚 御老中宛
万治三年(1660)一二月二二日石寺九兵衛申上覚 御老中御小姓衆宛



36 明暦3年(1657)12月21日 原田次郎左衛門申上覚 御老中宛 (松井家文書745)

(公益財団法人三菱財團文化財保存修復事業助成により修復)



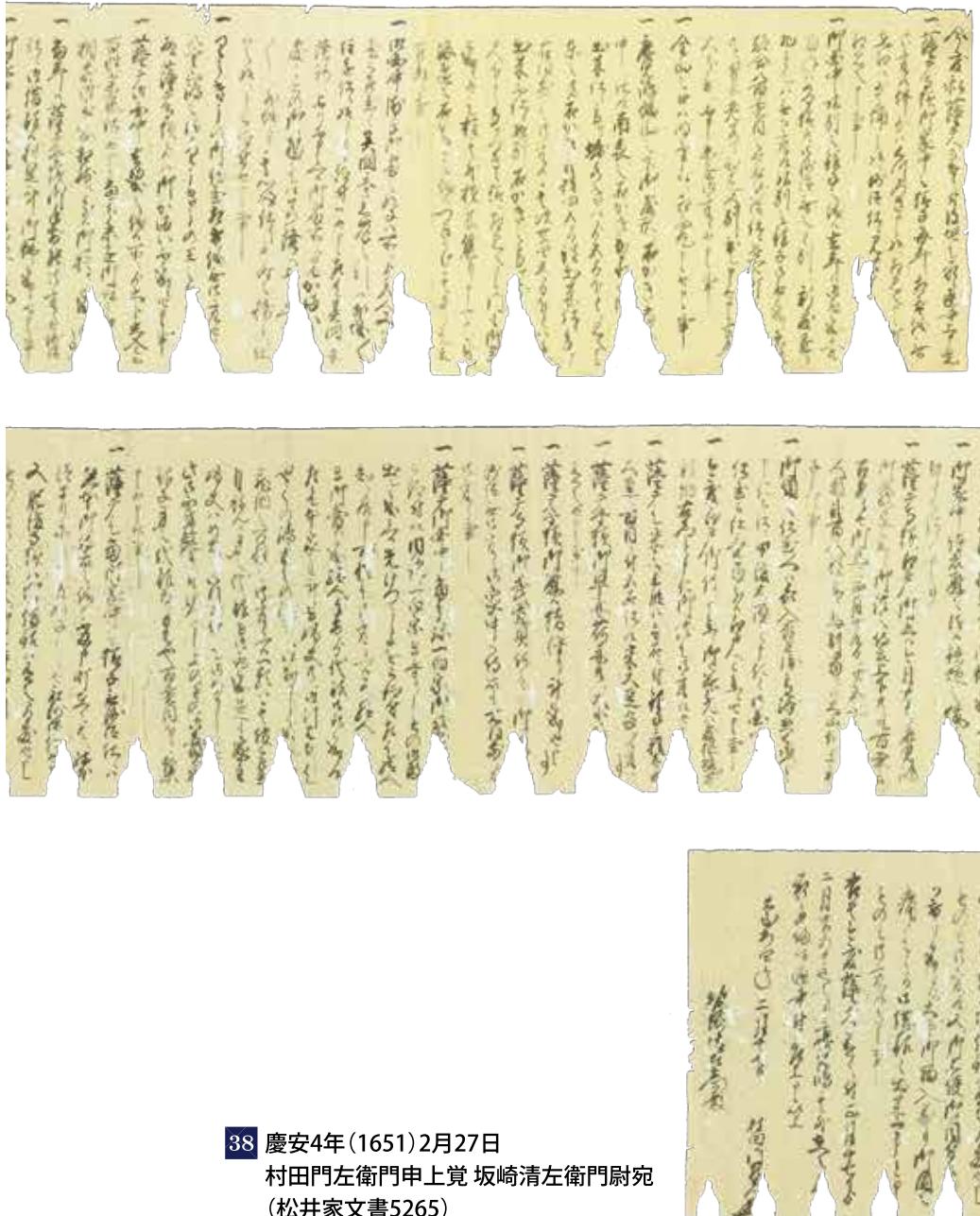
37 万治3年(1660)12月22日 石寺九兵衛申上覚 御老中御小姓衆宛 (松井家文書623)

家老合議制期の藩政のあり方をよく示す玉名郡奉行から家老中への報告書二通である。

36で郡奉行の原田は「玉名郡六手永」の惣庄屋たちが新任の者も含めて、いささかの疎かもなく職務を遂行している旨、上申している。37では原田の後任の石寺が家老中の質問にこたえ、荒尾・内田・坂下・大浜の四手永は大損亡、御蔵納年貢は前年比二千石余の減収とはなるが、これは「御内検衆、御免横目衆并惣庄屋共」が精一杯の行政的努力をした結果だと述べる。第三条では、御惣庄屋衆は藩からの指示を守り、年貢率の確定と収納のために昼夜努力している、と念を押している。

家老中が郡内統治の実情を積極的に把握しようとしていることがわかる。また郡奉行による惣庄屋衆の恒常的管理は、惣庄屋跡職の適切な人事判断に役立つことが知られ、転勤惣庄屋制に代表される後期熊本藩政への展開を導く力の一つとなる。

一六五一年に熊本藩から鹿児島藩内に派遣された密偵の報告書を発見！
 慶安四年（一六五二）二月二七日
 村田門左衛門申上覚 坂崎清左衛門尉宛



38 慶安4年(1651)2月27日
 村田門左衛門申上覚 坂崎清左衛門尉宛
 (松井家文書5265)

慶安四年（一六五二）に熊本藩細川家から薩摩に派遣された密偵・村田門左衛門（実は葦北郡の地侍）の報告書一八カ条の原本。宛所の坂崎は薩摩との境目・葦北の佐敷番代。

海外との交易関係を維持し、後に

は明治維新の中心勢力となる鹿児島藩だが、じつは、幕末・明治期の戦禍等によって、鹿児島にあつた多くの歴史資料が失われている。一七世纪中期鹿児島藩の税制、金山開発、異国船警備、琉球支配、経済・財政状況、さらには、先ごろ御楼門・本丸のあつたエリアが国史跡に追加指定されることになつた鹿児島城の石垣・門の構築過程や被災の状況、また一向宗の信者を屋久島などへ流刑に処していたことを示す本文書の記述は、多くが初めて知られる情報である。

近年の調査で発見され、二〇二三年に報道されて話題となつた文書だが、状態が悪く、できる限り早期の修復が必要とされる。

(稻葉)

MEMO

MEMO

同時開催

公開講演会・第17回永青文庫セミナー

演題①

古文書修復の実践と知見の蓄積

講師 藤井 良昭（修理工房宰匠株式会社 代表取締役）

演題②

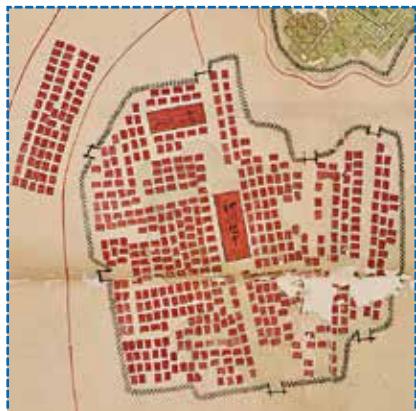
甦る歴史資料群－近世初期細川家の「御国」と「公儀」－

講師 稲葉 繼陽（熊本大学永青文庫研究センター長 教授）

日時 令和5年11月3日(金・祝) 14時～15時30分

会場 熊本大学附属図書館中央館 1階 ラーニングコモンズ

※聴講無料（定員130名）当日先着順



細川越中(忠利)・細川肥後(光尚)の陣所



18 [寛永15年(1638)] 肥前国有馬城之絵図

謝 辞

今回の展示においては、公益財団法人三菱財団様の文化財保存修復事業助成により修復された古文書7点中5点を展示公開します。公益財団法人三菱財団様および、修復にあたってご助言賜りました久留島 浩 様に、心から御礼申し上げます。

第38回 熊本大学附属図書館貴重資料展
解説目録
甦る歴史資料群
－修復された絵図・古文書展－

稲葉 繼陽 後藤 典子 編

令和5(2023)年10月刊 熊本大学附属図書館

本目録の無断転載・複製を禁ずる